ID:　3039
担当部署:　産業観光課

処分の概要	解散の命令
法令名 根拠条項	農業協同組合法　第95条の2
法令番号	昭和22年法律第132号

【基準】
法第95条の2の規定による。
第95条の2　左の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。
（1）　組合又は農事組合法人が法律の規定に基いて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
（2）　組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から1年を経過してもなおその事業を開始せず、又は1年以上事業を停止したとき。
（3）　組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第1項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

備考

設定年月日	平成22年3月30日	**最終変更年月日**	年　月　日